

山武市電子調達システム運用基準

平成23年4月4日制定

平成25年5月1日改正

1. 総則

1-1 趣旨

この運用基準は、山武市電子調達システムの適切かつ円滑な運用を図るため、関係法令又は山武市財務規則（平成18年山武市規則第52号。以下「規則」という。）及び山武市電子入札約款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1-2 用語の意義

(1) 山武市電子調達システム

山武市の発注する工事又は製造の請負、測量、調査、設計等の委託及び物品の買入れ等に係る入札を処理するシステムで、電子入札システム、入札情報サービス及び資格申請システムをもって構成する。

なお、山武市電子調達システムは、「ちば電子調達システム」を利用するものとする。

(2) 電子入札システム

入札案件の登録から参加申請書、入札書の提出や受理並びに落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）をコンピュータとネットワーク（インターネット等）を利用して処理するシステムをいう。

(3) ポータルサイト

ちば電子調達システムの受注者用ポータルサイトをいい、市民及び入札参加者（入札参加希望者を含む。以下同じ。）が、インターネットにより電子調達システムを利用するための玄関口であり、本システムに関わる情報を閲覧するためのサイトをいう。

(4) 入札情報サービス

発注見通し、入札公告及び入札結果等に関する情報をインターネット上に公表するシステムをいう。

(5) 資格申請システム

入札参加希望業者が入札に参加するため、入札参加資格者名簿へコンピュータとネットワーク（インターネット等）を利用して登録申請を行うシステムをいう。

(6) 入札参加資格者名簿

規則第127条に規定する一般競争入札参加資格者名簿及び規則第143条に規定する指名参加業者名簿をいう。

(7) 電子入札

電子入札システムにより処理する入開札事務をいう。

(8) 紙入札

紙に記載した競争入札参加資格確認申請書、入札書及び見積書等を使用して行う入開札事務をいう。

(9) 電子入札業者

電子入札システムに参加する入札参加者をいう。

(10) 紙入札業者

紙に記載した競争入札参加資格確認申請書、入札書及び見積書等を使用して行う入札参加者をいう。

(11) ICカード

電子入札コアシステムに対応する認証局（以下「認証局」という。）が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、電子入札業者と山武市の双方で IC カードを使用した情報のやり取りを行う。

インターネットなどを利用した電子文書のやりとりで、なりすましや改ざんを防止するために使用される。

(12) 電子くじ

電子入札システムにおいて、くじの公平性を保つため、電子入札業者が入力した任意の数値（くじ入力番号）と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定する機能をいう。

2. 共通事項

2-1 電子調達システムについて

電子調達システムとは、入札手続き及びこれに関連する情報公表等をインターネット技術を利用して行うことにより、入札過程におけるコスト縮減を図るとともに、入札・契約事務のより一層の透明化を図るものとする。

また、電子調達システムは、従来紙により行われてきた各業務を電子化することにより、入札・契約事務の簡素化・合理化を図るものとする。

電子入札システムは、山武市が案件登録、入札参加資格、入札書等の受付確認及び通知、開札執行及び開札結果の通知等を行う「発注者機能」、電子入札業者が入札書提出などを行う「受注者機能」、電子データの授受、非改ざん等を保証する「電子認証機能」などから構成される。

2-2 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用する者は、認証局が発行したICカードを取得し、入札参加資格者名簿に登録された者とする。

2-3 対象入札方式

電子入札システムの対象入札方式は、次の入札方式とする。

- ① 一般競争入札方式
- ② 指名競争入札方式

2-4 対象入札案件

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ山武市が指定及び公表する、工事又は製造の請負、調査、測量、設計等の委託及び物品の買入れ等の契約に係る調達案件に適用する。

この基準を適用する入札にあつては、原則として全ての入札参加者が電子入札システムにより入札を行うものとする。

2-5 入札情報サービスについて

入札情報サービスは、調達案件や入札結果等の入札に関する情報をインターネット上に公表するシステムであり、案件閲覧に伴う物理的・時間的制約等の軽減による入札参加業者における入札機会享受の平準化と、情報を市民に広く公表することで、電子入札の透明性の向上を図るものとする。

2-6 資格申請システムについて

資格申請システムとは、インターネット上で入札参加資格登録を行うシステムであり、書類作成及び市役所来庁負担軽減等を図るものとする。

2-7 電子調達システムに関する問い合わせについて

山武市は、電子調達システムを利用する利用者に対し、円滑にシステムを運用するため、ちば電子調達システムサポートデスクを利用するものとする。

ちば電子調達システムサポートデスクの受付時間は、県の休日（千葉県の日に関する条例を参照）を除く午前9時から午後5時までとする。

なお、午後5時以降の受付は、電子メールとし、回答は翌日以降に行うものとする。

2-8 電子調達システムの運用時間

電子入札システム、入札情報サービス及び資格申請システムの運用日は、原則として無休とし、運用時間は、次のとおりとする。

対象者	電子入札システム	入札情報サービス	資格申請システム
受注者	8:00～24:00	0:00～24:00	8:00～24:00
	(県の休日も含む)		

ただし、システムメンテナンス等により電子調達システムを停止できるものとする。

その場合、ちば電子調達システム受注者ポータルサイトにおいて当該情報を公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3. 電子入札システム

3-1 ICカードの取扱いについて

3-1-1 利用者登録について

電子入札システムの利用者登録は、初めて電子入札システムを利用する場合及び新しくICカードを取得した場合に行うものとする。

利用者登録は、入札参加資格者名簿とICカードの情報が一致していなければならない。

3-1-2 利用者登録内容の変更について

電子入札業者は、利用者登録事項に変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

変更内容は以下のものとする。

企業情報

- ① 電話番号
- ② FAX番号
- ③ 部署名

代表窓口情報、ICカード利用部署情報

- ① 連絡先名称（部署名等）
- ② 連絡先郵便番号
- ③ 連絡先住所
- ④ 連絡先氏名
- ⑤ 連絡先電話番号
- ⑥ 連絡先FAX番号
- ⑦ 連絡先メールアドレス

3-1-3 ICカードの名義人について

ICカードの名義人（商号又は名称、住所を含む。以下同じ。）は、山武市入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人（年間委任状にある受任者とする。以下同じ。）とする。ただし、代理人は代表者のICカードを利用できるものとする。

なお、名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得の手続きを行うものとする。

3-1-4 ICカードの複数枚の登録について

入札参加者は、ICカードの喪失又は破損等に備えて、予備のICカードを購入しあらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

3-1-5 ICカードの更新について

入札参加者は、ICカードの有効期限切れが間近の場合、ICカードの更新を行うものとする。

また、ICカードの更新は、旧ICカードの有効期限内に限り実施可能なものとする。ただし、更新のための新規ICカードは、「ICカード企業名称」「ICカード取得者氏名」「ICカード取得者住所（ローマ字表記）」「所属組織の本店所在地」のカード登録内容のすべてが旧ICカードと一致するものとする。

ICカードの更新後、旧ICカードは有効期限内であっても利用不可能となるため注意するものとする。

3-1-6 ICカードの失効について

入札参加者は、以下に示す事象が発生した場合、ICカードが失効となるため、速やかに認証局へICカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

- ① 紛失・盗難
- ② 破損
- ③ 利用中止
- ④ ICカードがロックした時（ICカード用PINの誤入力）
- ⑤ 名義人となっている代表者を変更した時
- ⑥ 以下に示す、電子証明書情報を変更した時
 - ・ ICカード企業名称
 - ・ ICカード取得者氏名
 - ・ ICカード取得者住所
 - ・ 所属組織の本店所在地（登記事項証明書記載の本店住所が変更となった場合のみ）
- ⑦ 利用者が退職した時

3-1-7 入札参加中のICカードの取扱い

電子入札業者は、同一の電子入札案件において、入札参加申込みから落札決定の日までの間、原則として同一のICカードを使用するものとし、その間、ICカードの有効期限が切れることがないようにしなければならない。

3-1-8 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）用に使用できるICカードは、特定JVの構成員の代表者（入札参加資格者名簿に登載されている者）又は代理人のICカードとする。

3-2 対象入札案件の取扱いについて

3-2-1 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

入札参加希望者は、一般競争入札の電子入札案件について、競争入札参加資格確認申請書等の提出は、電子入札システムで行わなければならない。

ただし、紙入札業者として入札に参加する場合は、3-7の規定によるものとする。

入札参加希望者は、入札参加申込締切日時（締切日時直前）から相当な時間余裕をもって、競争入札参加資格確認申請書等を提出するものとする。

3-2-2 競争入札参加資格確認申請書等の提出後の辞退について

入札参加者は、競争入札参加資格確認申請書等の提出後、都合により入札を辞退しようとするときは、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時の間に、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。

3-2-3 入札参加申込締切日時を変更した場合について

山武市の都合により入札参加申込締切日時を変更した場合、公告するとともに、山武市ホームページ等において速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意する

ものとする。

3-2-4 案件が変更された場合について

山武市の都合により調達案件情報を修正した場合、入札情報サービス、山武市ホームページ等において速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。なお、変更内容が重大で、入札における公平性、競争性を欠くおそれがある場合は、原則として中止又は延期するものとする。

3-2-5 案件が取り消しされた場合について

山武市の都合により調達案件を取り消した場合、既に提出済みの競争入札参加資格確認申請書、入札書等は無効とし、入札参加申込みをした者に対し電子入札システムにより中止通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに中止通知書の内容を確認するものとする。

また、山武市ホームページ等において速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-3 競争入札参加資格確認申請書等の添付資料の取扱いについて

3-3-1 必要書類の添付について

競争入札参加資格確認申請書等の必要書類は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル容量は3MB以内とする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	doc 形式、docx 形式
2	Microsoft Excel	xls 形式、xlsx 形式
3	PDF ファイル	バージョン 1.6 以下の形式
4	テキストファイル	txt 形式
5	画像ファイル	jpeg 形式、tiff 形式、gif 形式

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

3-3-2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、ZIP または LZH 形式に限定し、自己解凍形式（EXE 形式）は無効とする。

3-3-3 電子入札システムで添付できない必要書類の提出について

添付する書類のサイズが3MBを超える場合、別途指定がある場合及び添付することが困難な書類にあっては、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による発送（以下「郵便等」という。）、又は持参により提出するものとする。

この場合、「提出書類一覧表」（様式1）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信した後、次により郵送等で提出するものとする。

① 電子入札システムの競争入札参加申込書提出完了確認画面を印刷したもの及び

当該提出に必要な書類一式を同封の上、封筒の表に件名及び開札日を朱書きして提出するものとする。

- ② 郵送にあたっては、配達記録が残る書留郵便等を利用するものとする。
- ③ 提出期限は、特に指定がある場合を除き、電子入札システムの参加申請書受付締切日時（提出期限）と同一とし、期限内必着とする。
- ④ 提出先は、公告文記載の入札担当課とする。

山武市は、必要な関係書類をすべて受理した時点で、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書受付票を発行するものとする。

<添付することが困難な書類の例示>

- ① 提出資料に係る電子ファイルにウイルス感染があることが判明し、完全にウイルスを駆除することができないもの
- ② 図面を添付する必要がある調達案件において、当該図面サイズが大きく電子化することが困難なもの

3-3-4 必要書類の再提出について

競争入札参加資格確認申請書等に添付した書類に誤り等があり受付票を受理していない時は、参加申込締切日時までに山武市に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得たものに限り必要書類の再提出ができるものとする。

また、山武市において、受付票発行前に入札参加者の申請書等に明らかな誤り、記載漏れ、不足等が確認された場合は、電話にて連絡を行い、再提出を求めることがある。

再提出は、入札参加者が電子入札システム又は持参等により行うものとする。

この場合において、再提出をしない入札参加者は入札参加を取り下げたものとして取り扱うものとする。

3-3-5 ウイルス対策について

入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウイルス感染のチェックを行うものとする。

添付された書類にウイルス感染があった場合、山武市は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

3-4 入札書の取扱いについて

3-4-1 入札書の提出について

入札参加者は、電子入札案件について、入札書の提出は、電子入札システムで行わなければならない。ただし、紙入札業者として入札に参加する場合は、3-7の規定によるものとする。

入札書の提出期限は、あらかじめ山武市が設定した入札書受付締切予定日時をもって、システムにより締め切るものとする。

以降、山武市は、いかなる場合においても入札書を受付けないものとする。

入札書受付開始予定日は、競争参加資格確認通知書の発行期限の翌日とし、開札予定

日は、入札書受付締切予定日を標準とする。

ただし、確認通知発行期限の翌日が休日の場合、休日の次の平日とする。

入札参加者は、入札書受付締切予定日時（締切日時直前）から相当な時間余裕をもって、入札書を提出するものとする。

3-4-2 入札書受付締切予定日時を変更した場合について

山武市の都合により入札書受付締切予定日時を変更する場合、電子入札システムにより入札参加者に対し、日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

また、山武市ホームページ等において速やかに公表するため、入札参加者は、最新の情報に留意するものとする。

3-4-3 入札書提出後の辞退について

電子入札システムにより入札書を提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回及び入札の辞退をすることはできない。

電子入札システムにより辞退届を提出した後は、開札前後を問わず、辞退の撤回をすることはできない。

3-4-4 入札書未提出の取扱いについて

入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに入札書の提出を行わず、かつ、開札開始日時までに入札辞退届の提出を行わなかった場合は、「未入札」として取り扱うものとする。

3-5 入札金額内訳書の取扱いについて

3-5-1 入札金額内訳書の添付について

入札金額内訳書は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル容量は3MB以内とする。入札金額内訳書のファイル名には、「案件名称」及び「商号又は名称」を記載することとする。入札金額内訳書の様式は、「入札金額内訳書」（様式3）とする。

入札金額内訳書の再提出については、認めないものとする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	doc 形式、docx 形式
2	Microsoft Excel	xls 形式、xlsx 形式
3	PDF ファイル	バージョン 1.6 以下の形式
4	テキストファイル	txt 形式
5	画像ファイル	jpeg 形式、tiff 形式、gif 形式

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

3-5-2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、ZIPまたはLZH形式に限定し、自己解凍形式（EXE形式）は無効とする。

3-5-3 電子入札システムで添付できない入札金額内訳書の提出について

添付する入札金額内訳書のサイズが3MBを超える場合、別途指定がある場合及び添付することが困難な場合にあつては、郵送等又は持参で提出するものとする。

この場合、「提出書類一覧表」(様式1)を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信した後、次の手順により郵送等で提出するものとする。

- ① 二重封筒とし、中封筒に入札金額内訳書を入れ、その表に入札金額内訳書在中の旨並びに件名を記入すること。
- ② 表封筒に、「入札書受信確認通知」を印刷したもの及び中封筒を入れること。
- ③ 郵送等の場合にあつては、入札書受付開始日から入札書受付締切予定日の前日まで届くよう提出するものとし、配達記録が残る書留郵便等を利用すること。(配達日指定郵便を推奨)
- ④ 持参の場合にあつては、入札書受付開始日時から入札書受付締切予定日時まで(ただし、閉庁時間に限る。)入札担当課へ提出する。

上記の規定にかかわらず、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

3-5-4 ウイルス対策について

入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウイルス感染のチェックを行うものとする。

添付された書類にウイルス感染があつた場合、山武市は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応(書類の提出方法等)について協議するものとする。

3-6 開札について

3-6-1 開札方法について

山武市は、事前に設定した開札予定日時後に、速やかに開札を行うものとする。

ただし、紙入札業者がいる場合は、入札執行職員が、入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録後、電子入札書を一括開封するものとする。

3-6-2 開札時の立会いについて

入札参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。

なお、代理人が立ち会う場合は、立会委任状(様式3)を立会い時に提出するものとする。

3-6-3 落札者決定について

山武市は、落札者が決定した場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に落札者決定通知書又は落札通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに落札者決定通知書又は落札通知書の内容を確認するものとする。

3-6-4 くじになった場合の取扱い

落札(候補)となるべき同価格の入札参加者が二人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合、入札執行職員は直ちに電子入札システムにおいて電子くじを実施し、落札(候補)者を決定するものとする。

紙入札業者については、入札書に記載したくじ番号を入力執行者が入力するものとする。

3-6-5 入札の保留について

山武市は入札を保留する場合、電子入札システムより入札参加者全員に保留通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。

ただし、紙入札業者に対しては、紙入札と同一とする。

3-6-6 開札の延期について

山武市は開札を延期する場合、電子入札システムにより入札参加者全員に日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

ただし、紙入札業者に対しては、紙入札と同一とする。

3-6-7 入札の取止めについて

山武市は入札不調等により入札を取止めする場合、電子入札システムにより入札参加者全員に取止め通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに取止め通知書の内容を確認するものとする。

ただし、紙入札業者に対しては、紙入札と同一とする。

3-6-8 入札結果公表について

山武市は開札を行った場合、入札結果を電子入札システムにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

また、入札情報サービスにより入札結果を参照できるものとする。

3-7 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合

3-7-1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について

山武市は、次の事由に該当する場合に限り、紙入札業者による入札参加を認めるものとする。ただし、紙入札業者として入札参加申込みした後の電子入札業者への変更は認めないものとする。

また、紙入札業者が提出する書類については、記名押印するものとする。

① 紙入札業者が、電子入札導入のため I C カード発行の申請中の場合

② 電子入札業者が、I C カードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合

③ 電子入札業者が、I C カードの失効及び破損等で I C カードが使用できなくなり、I C カード再発行の申請中の場合

④ 電子入札業者が、自然災害等によりパソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合

⑤ その他、山武市がやむを得ないと認めた場合

3-7-2 紙入札業者として参加する場合の競争入札参加資格確認申請書等の提出について

入札参加者は、紙入札業者として申請書等必要書類を提出する場合、「紙入札方式参

加届出書」(様式4)に必要書類を添えて入札担当課へ持参のうえ提出するものとする。持参以外の方法による提出は受け付けないものとする。

また、必要書類の提出期限は、電子入札システムの提出期限と同一(ただし、開庁時間に限る。)とし、提出期限内必着とする。

なお、「紙入札方式参加届出書」(様式4)と競争入札参加資格確認申請書等を同時に提出してもよいものとする。

3-7-3 紙入札業者として参加する場合の入札書等の提出について

3-7-2の規定により紙入札業者として届け出た場合において、入札に参加するときは、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間(ただし、開庁時間に限る。)に、「入札書」(様式5)及び入札金額内訳書(任意様式。ただし、項目は、参加した入札に係る工事又は業務の設計書の内訳書に準ずるものとし、表紙には商号又は名称、代表者職氏名を記載し押印すること。)を1つの封筒に入れ、封筒の表面には調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記載し、封かんの上に入札担当課へ持参のうえ提出するものとする。

くじ番号については、入札書に記載したくじ番号を入札執行者が入力するものとする。入札書にくじ番号の記載がない場合には、電子入札システムのくじ番号自動生成機能により生成した番号をくじ番号とする。

また、電子入札業者として入札に参加したのち、3-7-1に規定する理由により、電子入札システムを利用できなくなった場合、入札書受付締切予定日時までに「紙入札方式参加届出書」(様式4)を入札担当課へ持参により提出し、紙入札業者に移行するものとする。

紙入札業者が、入札を辞退しようとするときは、入札書受付締切予定日時までに「辞退届」(様式5)を入札担当課へ郵送等で提出するものとする。

郵送等の場合にあつては、入札書受付開始日から入札書受付締切予定日の前日までの間に届くよう提出するものとする。入札書受付締切予定日当日に到着したものは受け付けない。なお、配達記録が残る書留郵便等を利用すること。(配達日指定郵便を推奨)

3-7-4 紙入札業者における入札参加資格の事前審査の取扱いについて

紙入札業者が、競争入札参加資格確認申請書等を提出した場合において、入札参加資格の事前審査の結果、入札参加資格がないと決定された場合、山武市はその旨を書面にて通知するものとする。

入札執行者は、入札参加資格の事前審査において、資格要件を満たしていると判断した場合、入札参加者への通知を省略するものとする。

4. 入札情報サービス（P P I）

4-1 案件公表の範囲

4-1-1 システムの利用者について

全ての市民は、入札情報サービスを利用できるものとする。

4-1-2 対象案件の範囲

入札情報サービスへの公表対象案件は、山武市が発注する工事又は製造の請負、測量、調査、設計等の委託及び物品の買入れ等に係る調達案件の入札情報とする。

4-1-3 入札情報サービスの提供情報について

入札情報サービスを使用して提供する情報については、ポータルサイトで明示する。

5. 資格申請システム

5-1 申請IDとパスワードの付与

申請IDとパスワードの付与については、別に定めるものとする。

5-2 申請者の責任

5-2-1 申請IDとパスワードの管理

申請者は、資格申請システムの利用の際に申請ID及び本人が登録したパスワードについて自己の責任において厳重に管理し、パスワードについては定期的な変更により第三者への漏洩防止に努めることとする。

また、山武市は、申請・届出等について、厳重に管理された申請ID及びパスワードを用いて、本人あるいは代理人により行われたものとして処理する。

5-2-2 申請ID及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等

申請者は、申請ID及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等が判明した場合は、速やかに山武市に通知する義務を負い、その指示に従うものとする。

5-2-3 障害等により利用できなくなった場合

申請者は、資格申請システムが障害等により利用できなくなった場合は、速やかに山武市に連絡する義務を負い、その指示に従うものとする。

5-2-4 住所等に変更があった場合

申請者は、住所又は所在地、氏名、商号又は名称及びEメールアドレス等に変更があった場合は、速やかに山武市が定める所定の変更手続きを行うものとする。

5-3 申請・届出等の委任

5-3-1 申請・届出等の第三者への委任

申請者が、山武市に対する申請・届出等を第三者に委任する場合、当該委任を受けて申請・届出等を行う者は当該手続きに関する全権を委任されたものとする。

5-3-2 申請・届出等の委任による損害

委任に係る申請者もしくは他の第三者が被った損害については、山武市は一切の責任を負わないものとする。

5-4 個人情報の保護

申請者の個人情報については、個人情報保護関連法令等及び山武市個人情報保護条例等に基づいた取扱いを行い、個人情報の保護を行うこととする。

また、申請者は、入札参加資格電子申請システムにおいて他人のプライバシーの侵害をする行為をしてはならない。

6. システム障害等の取り扱いについて

6-1 発注機関のトラブル

山武市は、電子入札システム用サーバー又はネットワークなどに障害が発生し、入札事務が処理できないことが判明した場合、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入札事務の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

この場合、山武市は、状況に応じて山武市ホームページ、電子メール、電話又はFAX等の手段により入札参加者に連絡・公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

6-2 電子入札業者のトラブル

6-2-1 入札参加希望者がICカードを紛失又は破損した場合

入札参加希望者は、入札参加申請前にICカードを紛失又は破損した場合、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

ICカードの再発行が間に合った場合又は予備のICカードが準備できている場合は、再発行後のICカード又は予備のICカードにより電子入札システムに参加するものとし、ICカードの再発行が間に合わなかった場合又は予備のICカードを準備できない時は、速やかに3-7の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行うものとする。

6-2-2 入札参加業者がICカードを紛失又は破損した場合

入札参加者は、入札参加途中でICカードを紛失又は破損した場合、予備のICカードが準備できている場合は、代替のICカードにより現在参加途中の電子入札案件に対して処理を継続して行うものとし、予備のICカードを準備できない時は、速やかに3-7の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行うものとする。

また、入札参加者は、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

6-2-3 プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合

入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合、インターネット接続業者又は認証局等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3-7の規定により電子入札業者から紙入札業者への移行手続きを行うものとする。

また、入札参加希望者は電子入札参加前に、インターネット接続業者又は認証局等のホームページにアクセスし、サービスの運用状況等のチェックを行うものとする。

6-2-4 停電が起こった場合

入札参加者は、天災、電力会社等の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合、テレビ・ラジオ等のメディア情報により、復旧の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3-7の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

6-2-5 機器類（パソコン等）に障害が起こった場合

入札参加者は、機器類（パソコン等）に障害が起こった場合、購入した販売店又はメーカー等に電話等で連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時、又は、代替機器を準備できない時は、速やかに3-7の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

6-2-6 その他の場合

入札参加者は、上記以外の事象により電子入札システムに参加できなくなった場合、又は、電子入札に関する質問等がある場合、ちば電子調達システム受注者ポータルサイトに掲載してある、「よくある質問」を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従い対応するものとする。

また、前段により対応できない場合は、山武市（またはちば電子調達システムサポートデスク）に電話連絡を行い、その指示に従い対応するものとする。

7. 不正行為等の取り扱いについて

7-1 ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて

山武市は、入札参加者が次に掲げる場合その他ICカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができるものとする。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとする。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、事業の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

<不正に使用等した場合の例示>

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者又は利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は利用者のICカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対して、故意に複数のICカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出して入札に参加した場合

7-2 添付された書類にウイルス感染があった場合

3-3-5又は3-5-4の規定により、山武市が警告したにも関わらず有効な処置を講じず、再度ウイルスに感染した書類を添付した者については、指名停止等の措置を行うことがある。

8. 免責事項

8-1 山武市電子調達システムの改修、運用の停止等

山武市は、必要があると認めるときは、山武市電子調達システムの改修、運用の停止、中止、中断を予告なく行うことができることとする。この場合において発生した利用者の損害について、山武市は一切の責任を負わないものとする。

8-2 山武市電子調達システム運用基準の変更

山武市は、利用者への事前の通知を行うことなく山武市電子調達システム運用基準（以下「運用基準」という。）を変更できるものとする。利用者は、利用の都度、運用基準を確認することとし、運用基準変更後に山武市電子調達システムを利用した場合は、変更後の運用基準に同意したものとみなす。

9. その他

9-1 施行

この基準は、平成23年4月4日から施行する。

この基準は、平成25年5月1日から施行する。

9-2 廃止

平成20年10月8日制定の山武市電子入札システム運用基準(試行)は、廃止する。